

## カントの目的論 (承前)

田邊 元

## 三

カントは『判斷力批判』の序論に於て、先づ論理的に自然が秩序ある體系を成し、主觀の認識作用に對して形式的合目的性を示す所以を先驗的に討究した後、美的形式的合目的性の特質を略叙して、次に自然の實質的合目的性に及んだ。彼に従へば經驗に與へられた對象に於て合目的性が表象せられる仕方にも二通りある。一は凡ての概念に先だち對象を直觀に於て覺知するに際し、その形式が直觀を一般的に統一する認識能力と一致するものとして、主觀的理由からする場合、他はその形式が、それに先だちその形式の根據を含む對象の概念に従つて物が可能となる、その可能條件と一致するものとして、客觀的理由からする場合である。前者は感情に關し、後者は感情に關係なく、與へられたる概念の下に於ける對象の限定的認識に關する。

對象の概念が與へられた場合、その概念を認識に使用するに際して判断力の爲す事は、概念に對してそれに相應する直觀を提出して、概念の表現 *Darstellung* をすることである。主觀的合目的性の概念、但し此單に主觀的なる形式的合目的性は對象の概念となることは出来ない、唯判断力の原理たるに止まる。を目的の比論に於て、宛もそれが自然の目的なるかの如く見做し、それを表現するのが自然美であり、それに對し、自然の因果必然的なる生産物 *Naturprodukt* がその生産の根據にその概念を有すると觀て、(此様に對象の概念がその現實的存在の根據を含むとき之を目的といふ) 斯かる客觀的實質的合目的性を表現するのが自然目的 *Naturzweck* である。前者に關する判断を美的判断と呼び、後者に關する判断即ち自然物の意味判定 *Beurteilung* に目的の概念を入れて、悟性と理性とに由り客觀的合目的性を判断する作用を目的論的判断といふ。カントは斯様に美の主觀的形式的合目的性に對する自然目的の客觀的實質的合目的性を特色附けて、それに關する目的論的判断力の分析を『判断力批判』の第二部に與へて居る。此處に於ては初め *Naturzweck* の例として擧げられた有機體が實は唯一の自然目的として(コーヘンは此推移を *Unklarheit* と評した、Cohen, *Kants Theorie d. F.*, S. 712)その種の維持に於ても、個體の生長に於ても、又部分相

互の依存關係に於ても同時に二様の意味に於て、自己自身の原因たると共に結果なることが示され、普通の因果關係に於て結果に當るものの觀念が、此場合に於ては同時に、前の關係に於て原因たるものの實存に對する原因となつて居ることがその特色として説かれて居る。生物現象に於ては機械的因果 (nexus effectivus; wirkende Ursache) に由る産物として説明せられるものが、同時に目的原因 (nexus finis; Endursache) に由つてその意味が判定せられなければならない。何となれば有機體の認識に於ては機械論のみでは足りない、その説明は飽くまで機械的因果の法則に由らなければならぬ。之を發見する爲めに研究の指導をなし、又説明の方向を指示するものとして、一切が目的手段の交互關係に結合せられるといふ内面的合目的性の原理が發見的統制的原理となつて居なければならないからである。それは本來主觀の意味判定の格率であるけれども、而も先驗的にして必然的普遍妥當なることを失はない。經驗はそれを基礎附けるものでなく、唯その發見に導くのみである。

今述べた如くカントは有機體が自然の對象所謂 Naturprodukt として、飽くまでもその説明は機械論に基かなければならぬことを一方に於て高調しつつ、而も他方に於てはそれが有機體の意味を理解せしむる能はざること、此處に對象の觀念がその

實存の根據を含むといふ意味に於ける目的の觀念(Kr. d. U. S. 17, 58, n. s. w.)が悟性の因果概念に由る構成の成果に就き、その意味を判定する判斷力に對して規準とならなければならぬ事を主張した。凡てを目的手段の交互關係に於て觀る内面的合目的性の原理が有機體に於ける *Naturbeurteilung* の統制的原理として欠くことが出來ないといふのは此謂である。單に機械的法則の普遍化的組織のみに由つて立つ數學的自然科學の認識に對して、有機體が限界をなすのも一に之が爲めでなければならぬ。是に由つて曩に唯主觀の論理的組織に對する全然形式的なる合目的性の契機として、單なる普遍化的統一の方向を指示する純形式性を有するに止まつた理念は、今や有機體の認識に關してそれ自身その對象を意味する内容的のものと考へられることとなる。生物の認識に特有なる類と種との體系的關係の内面的意味も、單に形式的合目的性のみから理解せられるものでなく、種族發生に關するこの内面的合目的性に由つて、前者の形式が内容的規定を受けらるることにより始めて理解せられる。此處に明に立場の轉換があることを認めなければならぬ。カントはこの單なる形式的立場から内容的立場への轉換に就いて第三批判には説く所極めて乏しく、形式的なる合目的性といへば單に美的合目的性を意味するかの如き言辭をも用ゐて居る

(Einleitung VIII)。其結果前節に述べた如き自然特殊化の形式的合目的性と有機體の實質的內面的合目的性を明確に區別しないコーヘンのやうな解釋をも生じたのかと思ふ。(コーヘンは却てカントの所謂實質的合目的性をも形式的と解して、『內面的合目的性としての形式的合目的性』とも云つて居る Kant's Theorie, S. 726)。併しカント自身目的論的判斷力批判の辯證論に於て、例の有名なる ein Newton eines Grasshalm'sの不可能を主張するに際し、明に自然の特殊化原理と有機體に於ける目的觀念とを人間の悟性に對しては全く別個のものであると認めて居る (Kr. d. U. S. 265)。この關係は、その明晰にして委曲を盡せる敘述の故に、却て『判斷力批判』よりも後に起草せられたものであるといふ誤解を、コーヘンやシュタトラに懷かしめた此批判の最初の序論に於て、一層明細に論せられて居る(此序論は長きに過ぎた爲め批判の卷頭に載せられず、原稿のまゝで、カントの著書の拔萃註釋を企てたベツクの參考に供せられ、一七九四年ベツクに由つてその拔萃のみが Anmerkung n zur Einleitung in die Critik d. U. の名の下に公にせられた。爾後そのまゝ Uber Philosophie überhauptの名を冠して全集に収録せられたのが、カッシラー版の全集に於て始めてもとの全體として公にせられたのである。Cassiers Ausg. V. S. 581-590 參照)。カントは此處に

於て、可能的經驗の全體が經驗的認識の統一體系を形造る如くに、自然がその經驗的  
 法則に於て自己を特殊化するといふ『論理的合目的性』は、自然が統一體系の形に於  
 ける個物を生ずるといふ、その生産物に於ける『實質的合目的性』に對して役立つこ  
 とを含意するものでないこと、例へば鑛物岩石等は何等合目的の形を有せず、單な  
 る機械的集團にして、而も自然の統一體系を形造る如き經驗的法則に包攝せられる  
 ことを述べ、有機體に於ける如く、自然形態 *Naturformen* がその外形なり構造なりに於  
 て、その可能に自己の觀念を判斷力の根據としなければならぬやうな性質を有す  
 ることを、『自然形態の絶對的合目的性』として前者と區別した。而して前者から  
 後者を結論することは許されないことであつて、後者は唯經驗に於て與へられる外  
 ないけれども、已に自然が一度その特殊的法則に於て合目的性の原理を容れる以上、  
 經驗が自然の産物に合目的なる形態を示す場合に、之を前者と同様の根據に歸す  
 ることは可能であり當然であると云つて居る (Eberda, S. 198-199)。是に由つて觀る  
 と、カントは先づ合目的性が自然全體の特殊化原理として對主觀的形式的に妥當す  
 ることを確め、次に經驗に於て、單に機械的因果に由る説明のみを以てしてはその意  
 味を理解する能はず、そのもの自身の概念が目的觀念として因果的生产を統制する

と觀なければならぬ如き對象を認める限り、合目的性が對客觀的實質的にも妥當すると考へるのである。美的形式的合目的性と論理的形式的合目的性を區別せず、形式的合目的性は前者に限るかの如くに觀て、後者にのみ當嵌まると思はるゝ如き規定を直ちに形式的合目的性一般に與へやうとして居る爲めに、極めて難解なる現行の序論第八節も、若しシュタトラのなした如く、論理的形式的合目的性の先驗原理が有機體の實質的合目的性に可能の途を開き、後者は前者の經驗的適用たることを説くものと解することが出来るならば (Stadler, Op. cit. S. 121-125) 同じ趣意に歸するであらう。勿論此場合對客觀的實質的といつても、目的觀念が自然の構成的原理としての因果關係の一項たる原因となるのではない。斯かる原因、即ち所謂目的原因は可能的經驗の範圍に發見せられるものでない。唯目的觀念に従つて行動する意志的行爲者の理念が、統制原理として豫想せられるといふに止まる。單に論理的體系的統一といふ形式的の理念に對し、目的を内容とする理念をその根據として豫想する所に實質的合目的性の特色がある。有機體は斯かる理念の統制を必要とする。而してカントは此理念が『悟性に對する理性原理でなく、判斷力に對する、従つて單に悟性一般の經驗の可能的對象への適用に對する理性原理』たることを以て、それを

凡ての他の理念と區別する特色であるとして居る。(K. d. U. S. 271)

カントが有機體の内面的實質的合目的性と、自然一般の特殊化に關する形式的合目的性との關係に就いて説く要旨は、略右の叙述に盡きて居ると思はれるが、これだけでは主として兩者の區別を明にするに止まり、兩種の合目的性が如何なる先驗的關係を有するかを充分知らしめるに足りない。前述のシュタトラの解説も一方に於て形式的合目的性が實質的合目的性の根據となり、後者は前者の特殊の場合即ちその經驗的適用たることを説くと共に、他方に於て實質的合目的性が無機物と有機體とを區別せしめる原理となる所から、自然特殊化の第一歩を指示するものとして、形式的合目的性を實際に規定するものとなることを示すに止まる(S. 121-125)。

これはカントの思想の解釋としては眞に近いものであらう。併しこれだけでは實質的合目的性の獨得なる意義は理解せられない。有機體の内面的實質的合目的性が單に形式的合目的性の經驗的適用たるに止まり、何等それ自身の先驗的根據を有しないものであるとするならば、特に對象の概念を目的觀念として、反省的判断力に對する理念とすることにより可能となる有機體の意味判定は、その必然性を失はなければならぬではあるまいか。之を免れる爲めには、内面的合目的性にもそれ自身



に獨得なる先驗原理のあることを認めなければならぬ。之を有機體に適用するところこそ經驗の機縁に由るのであるが、此合目的性そのものは先驗的の根據に立つのである。私は今少し深く論理的形式的合目的性と内面的實質的合目的性との關係を辿り、各に於てはたらく反省的判斷力の區別と相互關係とを尋ねて、後者に獨得なる先驗原理を明にしたいと思ふ。それに由つてカントが目的の理念の自餘一切の理念と區別せられる特色と考へた點も明にせられるであらう。

形式的合目的性は主觀に對する合目的性である。法則科學としての自然科學の可能を斷念せざる限り、我々は論理的普遍化の可能根據として、經驗的法則に於ける自然の特殊化に、體系的統一の理念が悟性使用の統制的規準として豫想せられることを承認しなければならぬ。方法論的要請としての形式的合目的性は科學的認識の主觀がその『認識せんとする意志』に由つて必然に立する要求である。悟性の作用が右の理念に現れる理性の作用と調和的に結合して、此要求の現實に満足せられる所に、悟性と理性とを媒介結合する高次の作用能力としての反省的判斷力に對する合目的性が實現せられる。此處に於ては反省的判斷力は其根柢にある『認識せんとする意志』の反省的なる現れである。それは經驗的認識を貫きはたらく自由

なる意志の態度に外ならない。それが形式的合目的性の要請を定立實現するのである。此立場に於ては一切が主觀の自由なる意志に従屬するものとして意味付けられる。併しながら翻つて考へると、此様な凡てを主觀の自由意志に従屬し、その要求に適合するものといふ立場から考へる主觀的合目的性は、合目的性の直接態である。我々は認識の對象としての自然界の合目的性を考へるに先づ此立場より始める外無いけれども、さりとて我々の意志のディヤレクティブは是に止まるものではない。それは一度全く自己を否定して *An-sich-sein* の段階から *Anderssein* の段階に移らねばならない。一切を自己に對する適否から觀る立場より進んで、一度全然自己を捨て、唯對象をそれ自身に意味あるもの、それ自身を目的とするものとする立場に於て觀なければならぬ。或は自由なる意志の立場を捨て、自己に對する關係を離れて之を觀るといへば、全然合目的性の見地を棄絶することを意味する如くに思はれるかも知れない。併し意志の立場に於て自己を捨てるといふことは、無目的の立場に立つことではなくして、對象がそれ自身に於て目的を含み、それ自身に於て合目的なる意味を持つと、觀ることではなければならぬ。自我に對立するものは非我ではなく、他我であるといはれる如く、我々が自己を棄て、對象を意志の立場から觀る結果

は、對象を無意味とすることなく、對象がそれ自身に於て意味を持つと観ることでなければならぬ。換言すれば意味反省的自我が自己を出でて、對象界に於て自己を發見することである。或は之を自我が自己を對象界に移入するともいへるであらう。私は此意志のダイヤレクタイクに於ける *An-sich-sein* と *Anderssein* との關係が形式的合目的性と内面的合目的性との先驗的關係を表はすものではないかと思ふ。それでは形式的合目的性が自然全體に關はる對主觀の合目的性であるのに、内面的合目的性は唯個々の對象、而も特に有機體にのみ認められるのは何故であるか。自然特殊化の形式的合目的性に於ては、悟性の經驗構成に對して唯その統一方向を指示する理性の先驗原理に於て、主觀の形式的一般的な目的觀念が現れるのみであるから、その合目的性が自然の體系的統一といふ方向を指定するに止まり、その關する所は自然一般に及ぶのである。之に對して主觀が自己を出で、自然の全體に自己を發見し、自然が全體としてそれ自身を目的とすると観ることも理性の避け難き辯證論であつて、我々の理性は實際之を必然に要求するのである。併し自然の全體は一の理念であつて、一定の對象を意味する概念とすることは出来ない。然るに内面的合目的性の成立に必要なる目的觀念は對象を意味する概念でなければならな

い。其故理念を對象化する形而上學的獨斷を避けやうとする限り、自然の内包的全體に對して内面的合目的性を認めることは出来ない。唯外延的に自然の凡ての對象に就いて個々に内面的合目的性が認められるばかりである。而も此可能を直ちに現實と見做すのは批判主義の許さざる所である。此立場に於ては内面的合目的性は個々の自然物の凡てなく、その外形と構造とが單なる機械的因果性を以て理解し盡されぬ、目的の内在を要求するやうな有機體に限られなければならぬ。此處に *Fatum* をその出發點とする批判主義の制限がはたらく。啻に外延的に自然の對象の凡てに對してのみならず、理念としての自然の内包的全體に目的の内在を要求することは今述べた内面的合目的性の先驗的根據から觀て必然的である。而して之を常にその理念性に於て解する限り必ずしも自然哲學の獨斷に陥るとは限らない。カントも第一批判の先驗辯證論附録に於て、啻に自然の形式的合目的性のみならず、それと嚴密に區別せずに自然の實質的なる合目的性をも、理性の避くべからざる要求として説き、斯かる合目的的統一の理念が單に統制的に使用せられる限りは、啻に無害なるのみならず、却て自然の認識に有益なることを述べて居る (*Kr. d. r. V. II. Auh. S. 714 ff.*)。彼が如何に目的論的見地を重んじたかは、神の存在の物理

神學的證明に關する批評や (S. 651 ff.)、又目的の統一原理を自然の統一原理中最も重要なものと云つて居るのに徴しても (S. 730) 明に觀取せられるであらう。たゞ併し飽くまで客觀性の要求を持つ事實の存在から出發しやうとするカントの批判的精神は、單に先驗的根據のみから事實を導き出すことを肯んじなかつたのである。而して自然全體の實質的合目的性は次の自覺的合目的性の立場に於て、別の根據から始めて基礎附けられる。即ち *Anderssein* に移つた意志が再び自己に歸り、實踐的の立場から自然の全體に新しき合目的性の意味を賦與する。此様に自然の全體に關しては自然そのものの立場に立つ *physische Teleologie* を排して、道德的意志の立場に立つ *moralische T.* のみを認めるのがカントの批判主義の特色である。

然らば次にカントが目的觀念の理念としての特色を、それが凡ての他の理念と異り、悟性に對する理性原理でなくして、判斷力に對する理性原理たる所にあるとしたのは如何に解すべきであらうか。今述べた如く、有機體の内面的合目的性は主觀が自己を出で、對象に於て自己を發見する、自由なる意志の *Anderssein* に由つて成立するものである。カントがそれに必要と認めた、目的觀念に従つて行動する意志的、行爲者の理念といふのは、對象に移入せられたる主觀の意志と解することが出来る。

目的觀念は此意志に對する目的觀念である。我々は有機體を理解するに、その機械的因果に由る生産の結果が、宛もその有機體の觀念を目的觀念としてはたらく意志の所産なるかの如くに觀るのである。此場合目的觀念を直ちに悟性の經驗構成を統制する理念とすることは出來ない。何となれば、目的觀念は一般に本來の理念が然る如く悟性の機能に方向を指示する單なる形式觀念ではなくして、對象そのものの概念だからである。之を悟性の機能に對する規準としやうとするならば、理念自身は悟性の經驗構成を規定することになり、従つて理念としての性質を失はなければならぬ。之を免れる爲めには、目的觀念は直接に悟性に關係するのでなくして、悟性と理性とを結合する反省的判斷力に對し規準となるのでなければならぬ。此場合に於ては悟性に直接結合する理性は唯方向一般をその理念とし、自由に可變的なる不定の方向を指示する。或は之を可能的方向一般の理念と謂つてもよからう。其故之を悟性の規準とするやうに、悟性と理性との純粹なる作用の結合をなす反省的判斷力は、實は悟性の機能をその限定から解放して全然自由にするものであると解せられる。目的觀念は直接に悟性の機能に規準となるのでなく、斯様に一度理性と結合せられることに由つて自由に解放せられたる悟性の機能に對し規準とな

るのである。或は悟性が高次の作用に高められたものとしての判断力の規準となる  
 ともいはれる。それは間接にもせよ悟性の機能に對する規準となる點からいへば理  
 念に外ならないけれども、普通の理念の如く直接悟性の機能に對する規準となるの  
 でなく、理性との結合に由つて解放せられた悟性の機能に對し規準となる點から觀  
 て、判断力に對する理性原理であるといはれる。カントが、目的原因の理念は經驗に  
 與へらるゝことなき理念にてありながら、その結果に相當するものは經驗に與へら  
 れる爲めに、此因果性が他の理念と異り自然の構成原理と誤認せられることを説き、  
 而して此理念の特色を曩に述べた如く、『悟性に對する理性原理でなく、判断力に對  
 する、従つて單に悟性一般の、經驗の可能的對象への適用に對する理性原理』(Kr. d. U.  
 S. 411)たるに存すると主張したのは此意味に於て全く正當といはなければならぬ。  
 機械的因果の範疇に由つて構成せられた *Naturprodukt* は、反省的判断力の立場から  
 理性に結合せられることに由つて自由生産の意志的立場に於て觀られ、目的觀念を  
 根據とするものとして *Naturzweck* となる。内面的合目的性は此様な立場に於て始  
 めて先驗的に成立するのである。

今述べた如く内面的合目的性は、自然の對象を説明する原理でなく、唯その或種類

に就いて意味を制定する原理たるに止まるとするならば、『凡ての自然物の生産は單に機械的なる法則に従つて可能である』といふ命題と、『その或生産は單に機械的なる法則に従つては可能でない』といふ外見上相矛盾する命題とが實は決して二律背反を形造るものでないこと明であらう。前者は悟性の立場から自然を構成規定し、その生産を説明する格率であり、後者はその意味を反省的判斷力に由つて判定する格率となる。機械觀と目的觀とは此立場に於て調和結合せられるのである。生物學の方法論的立脚地としての機械論と生氣論 Vitalismus とも此立場に於て調和せらるべきものではあるまいか。生氣論は一種の目的論に外ならない。それは機械論と同じ平面に立つ構成説明の原理でなく、發見統制、意味理解の原理である。換言すれば悟性的認識の原理でなくして反省的判斷力の原理である。單なる科學的の知に屬するものでなく、知に投射せられたる信に屬するものである。我々は科學的認識の立場から自然を説明するに飽くまで機械觀に立たなければならぬ。目的原因が因果の一項として機械的因果の連鎖に闖入することは自然科學的認識の廢棄を意味する。唯自然物の或種類、生物に於て單なる機械的因果がその外形と構造とを必然的として理解せしめることが出來ず、之に對して偶然的と認められる場合



に、目的觀が之を補ふものとして意味反省の原理となるに止まる。合目的性は此意味に於て『偶然者の法則性』*Gesetzlichkeit des Zufälligen* (Kr. d. U. S. 270) といはれる。それは規定的構成的原理でなくして唯發見嚮導的統制的原理たるに過ぎない。それに豫想せられる、目的に従つて行動する意志的行爲者の理念は單に反省的判断力が對象の意味を判定するに際し、宛も斯かる理念に相當するものがそれを生産せるかの如く觀るといふに役立つのみである。それは知に於ける信の立場の原理に外ならない。意志のディヤレクティブに於て主觀の意志が *Anderssein* に現れたものとして、それは先驗的の根據を有する理性の必然的なる理念であるけれども、その使用は有機體の普遍妥當的認識たることを標榜する生物學の *Faktum* に制約せられなければならぬ。而して此使用はやがて我々の悟性に特有なる制限を自覺せしむると共に、我々の悟性と異なる別種の悟性の理念に導く。

我々の悟性は感性的直觀に由つて與へられた特殊を比較商量して之をその概念に包攝するものであつて、後者から前者を導き出すことは出来ない。即ちそれは比量的であつて直觀的でない。その概念は分析的普遍を意味するに止まり、綜合的普遍を表はすものではないから、特殊に先だつて直觀せられた全體の立場より前者を

規定するといふことは出來ない。従つて普遍としての形式は唯與へられた特殊の内容を自己に包攝することに由つて後者を規定するだけで、自己の内から後者を自發的に生産することは不可能である。例へば因果の關係も、與へられた特殊を俟つて、唯之を普遍の先驗概念たる因果に包攝することに由り認識せられるのみであつて、決して普遍の因果概念を思惟すると同時に、それに包攝せらるべき特殊を自發的に限定することに由つてそれを認識することは出來ないのである。若しそれが出來たならば、範疇因果の思惟と共に、特定の結果を持つ因果關係を限定して、隨意の因果を生産することが可能であらう。その場合に於ては、内容は他から與へられずに形式と共に悟性に由つて生産せられ、悟性は自由にその欲する所の對象を因果的に生ずることが出来る。即ち此の如き生産的直觀的悟性に對しては、因果は同時に合目的性を意味することになる譯である。然るに我々の悟性は斯かる性質を有しないから、それに對しては因果性と合目的性とは別々のものとなり、其結果或種の對象に關しては前者に由る説明のみで足らず、後者の立場からの反省を必要とするのである。而もこれは目的觀念を原因とする別種の因果の現實に存することを意味するのでないから、従つて我々の悟性と異なる高位の直觀的悟性に對しては、機械的因果

が同時に合目的性となることの可能を容す。此様な、我々の悟性の、與へられた内容に從つて之を形式化するといふ意味に於て模型的知力 *intellectus ectypus* たるに對し、自ら形式と共に内容を産出する原型的知力 *archetypus* たる直觀的悟性に於て、目的原因は機械原因と一つになり、前者は後者を限定してその偶然性を脱却せしめるものとなる。カントは己に第一批判(殊に、*Von der Amphibolie der Reflexionsbegriffe*)に於て、*phaenomenon* と *noumenon* との別を説くに際し我々の悟性は感性に由つて受納せられた感性的直觀の内容を、圖式の媒介に由つて概念的に綜合するものであるから、その對象は *phaenomenon* であるが、若し自發的に内容を直觀する悟性があるならば、その對象は *noumenon* であらうと云つて、斯かる可想的對象の認識能力としての直觀的悟性に就いて語つて居る。今やそれは第三批判に於て、機械的因果即合目的性となる主觀として説かれて居る。我々の悟性が單なる機械的因果性の原理に從つてその構成をなす外無きに拘らず、反省的判斷の立場から、『目的に從ふ意志行爲者』の理念を立し、全主觀に對しては兩者の調和結合を要求しなければならぬといふことは、恰も對象の側に於て *noumenon* を限界概念、理念として立てなければならぬ如く、主觀の側に於て我々が直觀的悟性を理念として要求することを意味する。之に於ては必

然と自由とが完全に一致し、知力が同時に意志に従属することになる。曩に自己を棄て、對象に移入せられると云つた *Anderssein* に於ける意志は、此立場に於て因果の必然と一つになる。我々が己を棄て謙虚なる心を以て、一切の必然はそれ自身に於て目的に適へるものであると観するのは此立場に於てある。宗教的體驗に缺くことの出來ぬ契機としての此態度は、我々が直觀的悟性の理念に契合するその程度に於て實現せられるのではあるまいか。勿論我々は比量的悟性の所有者として、知識の上から此理念に一致することは出來ないが、併し反省的判斷力の立場に於ては此理念に冥合することが出来る。科學的認識の *Faktum* を所縁にする所から、内面的合目的性を單に生物の *Beurteilungsprinzip* としたカントの制限を離れて、自然の全體に此理念を適用するならば、それは宗教の契機として深い意味を持つものとなるであらう。勿論批判主義の立場からは此様な觀方を獨立に意味あるものと認めることは出來ない。曩にも述べた如く、次の自覺的合目的性の契機として、實踐的なる道德的目的論の立場からのみ意味を賦與せられることが出来る。併し斯かるものとして此觀方は缺くべからざる重要なものとなる。歴史的にカントの直觀的悟性の思想が如何なる由來を有するかは綿密なる研究を必要とする重要問題であつて、今私

はそれを審にしないが、どこにもかく、斯かるカントの形而上的思想が直接或は間接にライブニッツに淵源することは事實らしいと云つてよからう。併しそれに對しては機械的因果性と合目的性との一致する主觀としての直觀的悟性の理念はカッシーラーも指摘した如く(Cassirer, *Kants Leben u. Lehre*, S. 377-378)間接にライブニッツの思想を訂正するものと觀ることが出来る。ライブニッツは凡ての可能なる世界が神の知力に於て存在し、その中から神の意志が *lex melioris* に由つて最良なるものを選び、之を現實にするのであると考へたが、此様に知力と意志とを分離し、可能と現實とを區別するのは人間の比量的悟性と有限なる意志とを神に當嵌めるものであつて不當であるともいへる。カントの直觀的悟性に據れば知力は直ちに意志に従屬し、その思惟する對象は直ちに現實である。さればこそそれに對しては一切が必然にして而も目的に適ふのである。私は前者の様な觀方よりも後者の様な觀方が我々の形而上的要求をより好く満たすものではないかと思ふ。充分に悟性の要求を解放して而も其窮する所に宗教的の立場を認めるには、ライブニッツの神の精神よりもカントの直觀的悟性の方が一層適當ではないか。必然に於ける自由の内在、因果に於ける目的の内在といふことは前者よりも後者に於て完全に近い。カント以後

の獨逸唯心論が皆その源をカントの知的直觀乃至直觀的悟性の思想に發するもの偶然でない。併しながら翻つて考へると、自然をその内面的合目的性の立場から觀るのは意志のディヤレクティクの上から考へて單なる *Anderssein* である。是に於ては主觀は全く客觀に没入してその影を潜めて居る。對象に自己を移入し、對象を、それ自身を目的とするものと觀するものも亦主觀でなければならぬ。單に自己に對する合目的性が直接態として抽象の一面的であると共に、全然自己を没した、唯對象それ自身に於ける合目的性も亦猶抽象の一面的たることを免れない。此立場から再び自己に復歸して、前の兩段階を綜合する合目的性が始めて具體的なるものとなる。必然と自由との結合は此段階に於て完全に具體的に實現せられる。此處に至つて自然は、單に内在的なるのみならず、同時に超越的なる目的に由つて意味附けられる。これが前に私が自覺的合目的性の名を命じたものである。カントは有機體の意味を理解するに機械的因果のみでは足りないといふ理由に由り、それに對し内面的合目的性を因果的關係の發見に對して嚮導となり、又その説明に統一方向を與へる所謂 *heuristisches u. regulatives Prinzip* として掲げたのであるが、同時に、自然の此特殊の對象に於て内面的合目的性が缺くべからざる原理であるといふことが、必然的

に、自然の全體に就いてもそれが目的の規準に従ふ體系であるといふ理念に導き、凡ての機械觀は理性の原理上此理念に従屬せしめられることを主張した (Kr. d. U. S. 242-244; Vgl. Pfannkuche, Op. cit. S. 61-62)。彼等『我々に不愉快な又特殊の關係に於ては目的に反するやうな事物をも此側面から觀るのがよいことであつた』(S. 243)、『宇宙間の一切が何かの爲めに有益であり、その何物も徒爾なるものは無い』と觀ずるのが格率として適當であると云つて居る (S. 242)。これは格率として勿論『たゞ主觀的』 nur subjektiv (S. 242) たるに止まるけれども、併し前に述べた意志のディヤレクティクから考へるならば、先驗的理由を有するものと認めなければならぬ。飽くまで批判主義の立脚地を守るカントにとつては、Faktum を超えて、單に理念に止まる『目的の體系としての自然一般』の内面的合目的性を説くに、たゞ主觀的なる格率以上の立場に立つことは出来なかつたのである。これに何等か客觀的の意味を賦與するには、我々は自然的目的論の立場を去つて道德的目的論の立場に移らねばならぬ。それが同時に必然と自由との完全に具體的なる結合としての自覺的合目的性に外ならない。己に右の自然全體に關する内面的合目的性が格率として有益なることも、プフワンクラーヘが指摘した如く、カントに於ては倫理的動機から唱へられた

のであつて、それは理論哲學と實踐哲學との接觸點を成すものである（Op. cit. S. 62）。  
今や我々はカントの世界觀の最後の完成をなすといふべき自覺的合目的性に進まねばならぬ。これこそ再び自己に復歸した主觀が、自由意志の立場から客觀の必然的自然に意味を與へて、之を高め深むる、意志のディヤレクティブの最後の段階に相當するものである。（未完）